

議 事 録

第 5 回 定 例 総 会

令和2年12月9日

太田市農業委員会第5回定例総会議事録

開会日時 令和2年12月9日(水) 午後2時
閉会日時 令和2年12月9日(水) 午後2時45分
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (19人)
1 小林 良孝 2 石原 康男 3 牛久保 榮治 4 永井 幸二
5 木村 克己 6 長島 佳男 7 齋藤 森雄 8 中村 博正
9 佐野 順一 10 新井 章夫 11 小島 秀一 12 齋藤 道明
13 新井 整 14 山田 清作 15 飯塚 茂夫 16 片亀 昌子
17 中島 沙織 18 清水 由紀江 19 青木 紀美子

欠席委員
(0人)

出席職員 (8人)
鈴木局長 北村次長 林次長補佐 高山次長補佐 長谷川係長代理
青木主任 松井主事 大崎主事

会議に付した事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (会長)
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項
報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第5回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局より提案をお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員19名、全員出席です。
過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、9番 佐野順一委員 と 10番 新井章夫委員 のお二人
にお願いいたします。

また、書記につきましては事務局の大崎主事を指名いたします。
議事に入る前に議案書の訂正等がありましたらご報告願います。
事 務 局 本議案書の訂正はございません。以上でございます。

5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあった

ので、審議を求めます。
提出件数は11件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数11件について、朗読し詳細に説明する。

1番 藤阿久町の土地 畑 1,085 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

2番 新田村田町の土地 田 1,707 m² 外2筆 計4,500 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

3番 茂木町の土地 田 2,609 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

4番 東今泉町の土地 畑 1,667 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

5番 龍舞町の土地 田 868 m²、申請地を借りて耕作をしていたが、所有者より手放したいと申し出があったため買い受けたい。

6番 新田村田町の土地 畑 640 m²、申請地を借り受け、耕作物の種類と量を増やしたい。

7番 新田村田町の土地 畑 641 m²、申請地を譲受け、耕作物の種類と量を増やしたい。

8番 新田反町町の土地 畑 538 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

9番 藪塚町の土地 田 941 m² 外3筆 計2,663.02 m²、農地を譲受け、農業に精進したい。

10番 新野町の土地 田 2,835 m² 外7筆 計4,961 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

11番 寺井町の土地 畑 1,273 m²、農業経営の拡大を図るために申請地を取得したい。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番と2番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

なお、番号2番については、第5地区協議会にも関連がありますので、併せて報告をお願いいたします。

- 1 2 番委員 それでは、番号1番、2番について、当地区協議会にて許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。
番号1番ですけれども、今回の申請は経営規模の拡大のためで、譲受人は必要な農機具等を所有しており、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、農地法第3条第2号各号に該当しないため、問題ないものと判断し、許可相当と決定いたしました。
番号2番につきましては、新田村田町の土地なので、現地確認はこちらではしておりませんが、譲受人は同地区に自作地を所有しており、経営規模の拡大のため、必要な農機具を所有しており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。
あとは土地の確認をお願いします。
- 7 番 委 員 それでは、2番の関係ですけれども、当協議会で現地確認したところ、何ら農地としての問題はないと判断いたしました。許可相当が妥当ということで決定しましたので、よろしくご審議をお願いします。
- 議 長 ただいま第1地区協議会及び第5地区協議会より番号1番と2番について報告がありました。ご意見、ご質問等はございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番と2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番と2番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号3番から5番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 3 番 委 員 番号3番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もなく問題はないと判断し、農地法第3条第2項各号にも該当しないため、許可要件を満たしているものと意見決定しました。
再度審議のほど、よろしくお願いたします。
- 6 番 委 員 番号4番ですが、譲受人、譲渡人とも東金井町の方です。土地が東今泉にございます。高齢で規模を縮小するために譲渡したいということです。この場所は、北関東の太田桐生インターの都市計画地域の道路1

本挟んだ反対側にある畑でございます。畑そのものは既に整理されておりまして、譲受人についても農機等をご自身と、あるいは関係者の共同使用を通じて農家を経営しておられまして、関係条項に照らし問題ないと評価します。

再度審議をお願いいたします。

1 番 委 員

続きまして、番号5番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もなく問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているとの意見決定いたしました。

再度ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長
委 員
議 長

ただいま第2地区協議会より番号3番から5番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号3番から5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号3番から5番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号6番から8番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7 番 委 員

それでは、6番の関係ですが、ここは既に農地として利用されており、譲受人は農業をやっておりまして、何ら問題はありません。周辺も家が随分できてきているんですが、西側だけ畑ということで、現地確認をしたところ、周辺に与える影響はないと思いますので、許可相当ということで判断いたしました。

続きまして、7番の関係ですが、譲渡人は高齢ということで、ほとんど農業はできないということで、前推進委員の人が間に入りまして、妥当な人を探した結果でありまして、譲受人は農業に真剣に取り組んでおりまして、妥当ということで判断をいたしました。

その下の8番の関係も同じで、譲渡人は農業ができないということで、譲受人は認定農業者でありまして、この人が農地を受けるということでありまして、妥当ではないかということで判断をいたしました。

よろしくご審議をお願いします。

- 議長 長 ただいま第5地区協議会より番号6番から8番について報告がありました
ましたが、ご意見、ご質問等はございますか。
- 委員 員 なし。
- 議長 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号6番から8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 長 全員賛成でありますので、番号6番から8番を許可とすることに決定
いたします。
- 議長 長 続いて、番号9番から11番について、第6地区協議会の調査した意見
結果を報告願います。
なお、番号10番と11番につきましては、第3地区協議会にも関連が
ありますので、併せて報告をお願いいたします。
- 13番委員 9番、今回の申請は、高齢により孫への譲渡ということですが。贈与とい
うことですね。実際には息子が農業経営しているわけなんですけれど
も、孫へということですが。周辺農地への支障はなく、農地法第3条第2
号各号には該当しないため、問題はないものと判断し、許可相当と意
見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
- 18番委員 10番と11番について報告いたします。
10番、11番ともに当該農地を借りて耕作しており、双方とも必要な農
作業場、農機具等を所有しており、問題ないものと判断し、農地法第3
条第2号各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決
定いたしました。
再度9番から11番をご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
- 議長 長 第3地区の関連報告をお願いいたします。
- 9番委員 それでは、ただいま10番ということですがけれども、当地区協議会で許
可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障も
なく問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しない
ため、許可要件を満たしていると意見決定いたしました。
再度ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 2番委員 それでは、11番につきまして私から報告をさせていただきます。

ご覧のとおり、所有者については千葉県にいるということで、状況は相当変わっているようです。現地を確認いたしましたところ、水田地の真ん中でありますので、3条の許可は相当と認めまして、うちのほうの協議会では許可相当になりましたので、再度総会でご審議をお願いしたいと思います。

- 議長 長 ただいま第6地区協議会及び第3地区協議会より番号9番から11番について報告がありました。ご意見、ご質問等はございますか。
- 委員 長 なし。
- 委員 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号9番から11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 長 全員賛成でありますので、番号9番から11番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 長 続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は8件です。
事務局より、提案をお願いします。
- 事務局 提出件数 8件について、朗読し詳細に説明する。

1番 龍舞町の土地 424 m²、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。

農家住宅用地として敷地拡張するものです。

2番 新田下江田町の土地 1,624 m²、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。
農地改良のため一時転用するものです。

3番 新田下江田町の土地 1,448 m²、農地区分 農用地、農地改良のため一時転用するものです。

4番 新田村田町の土地 393 m²、農地区分につきましては、「概ね10ha

以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

農家住宅用地として敷地拡張するものです。

5番 藪塚町の土地 4,018 m²の内0.41 m²、農地区分 農用地、営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

6番 大原町の土地 992 m²の内0.12 m²、農地区分 農用地、営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

7番 大原町の土地 5,407 m²の内0.33 m²、農地区分 農用地、営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

8番 大原町の土地 66 m²、農地区分 第一種、給水管設置用地として敷地拡張するものです。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障がないため許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願います。

議 長 ただいま第2地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号2番から4番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

- 19番委員 2番と3番についてお答えします。
 チェックリストに基づき現地確認をしましたところ、地盤が低く、水がたまるということで農地改良が必要と意見決定しました。
 再度ご審議のほどよろしく申し上げます。2番と3番一緒です。
- 7番委員 4番の関係ですけれども、これも住宅用地で拡張したところが許可を得ずに農家住宅、住宅といってもバラックみたいなものなんですが、建っていたということで違法ということに気がつきまして、これを正しく修正したいということでもありますので、第5地区としては許可相当ということで決めました。よろしく申し上げます。
- 議長 ただいま第5地区協議会より番号2番から4番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
 番号2番から4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
 (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号2番から4番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号5番から8番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 13番委員 5番から7番まで最初に申し上げたいと思います。
 今回の申請は、農地を一時転用という形で既に平成26年、29年、令和2年ということで3回目の一時転用ということです。ミョウガを作ったり、ネギを作ったり、そのたびに連作障害やら雑菌が入ったりということで、今度は枝豆という形を取るそうです。なお、緑肥を作ったり、いろいろ創意工夫をした立派な農業経営をやっています。そんなことから、何ら問題なく許可相当と意見決定しました。
 再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。
 それから、8番です。この8番は、今現在住んでいる家については隣から水道を給水しているという形を取っており、この度、家を壊して建て替える形になるわけですけれども、水道を道路から取りなさいという水道局からの指示がありました。その関係で道路から水道管を取るわけですけれども、既に農地を通路として仮舗装してしまい、始末書

を添えて是正という形にする。そして、その下に給水管を設置したいという申請であります。現地を確認したところ、支障もなく問題ないということで許可相当であると思います。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議長 　　ただいま第6地区協議会より番号5番から8番について報告がありました。ご意見、ご質問等はございますか。

6番委員 　　5番から7番は営農型太陽光発電の更新ですが、例えば3年にわたって更新をされています。これはある程度計画が出されて一定の収入が確保されているということが一つの条件になっているような気がするんですが、これはそれぞれ計画どおり、先ほどの話ですと幾つか失敗したものもあるというんですが、それ以降は順調に収入が確保されて、次の更新でも同じようなことが期待されるということでございますか。

13番委員 　　最初はネギ栽培をやっていました。どうも土地が低くて雑菌が入ったらしいのです。最初の1年目はよかったのですけれども、2年目、3年目あたりが大分大変な状況になったらしいです。ここにいる方でネギを作っている人は分かると思うのですけれども、ネギというのは連作障害に非常に弱いわけですね。1年目、2年目はよかったらしいのですけれども、3年目あたりはネギが大分だめになってきたということで、そして今度は枝豆をやりたいという形なんですね。ただ、農業経営的にはまあまあ農業経営をやっているのではないかなとは私が見た判断では思います。

もちろん、薬剤の殺菌剤の勉強をしたり、緑肥をまいてみたり、イネ科のトウモロコシに似たようなものを作ってみたり、いろいろ工夫はしています。ですから、何ら経営としては問題ではないのではないですかねということなんですけれども、以上です。

6番委員 　　ありがとうございました。

4番委員 　　今、6番委員から質問が出た関係については、農業委員会で毎年、所見を県に報告しているわけですよ。それを話せばいいんですよ。これは所見を県に報告しているんですよ。誰に書いてもらったか知らないけれども、農業委員会だとか、太陽光の設置者だとか、あとは県の指導者だとか、そういう人に所見を作ってもらって県に出しているわけですから、今、13番委員が言ったんですけども、これは農業委員会が所見を説明すればいいんだと思いますよ。事務局、所見が出ているでしょう。それをちょっと説明してください。

議 長 事務局、説明をお願いします。

13番委員 ただ、これは私が実際に農家に行って聞いてきたんです。

4番委員 いいんです。これは毎年所見を出しているんですから、毎年出している。だから、事務局で説明してやればいいんです。

事務局 ただいまの質問に対してお答えいたします。

毎年、営農型太陽光を設置しているものにつきましては、農作物の状況報告書というものを提出していただいております。今回の5番から7番についても、毎年報告していただきまして、連作障害等で一時的に収量が落ちてしまった部分はありましたけれども、そのほかはおおむね8割以上、収量としても確保できているような内容で報告を受けております。以上です。

議 長 よろしいですか。

4番委員 いいんじゃないですか。

議 長 そのほかには。

委員 なし。

議 長 そのほか、ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号5番から8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号5番から8番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は1件です。

事務局より提案をお願いいたします。

事務局 提出件数 1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 大原町の土地 330㎡について、一般住宅用地として許可を得たが、許可後、病気を患い治療費がかさみ資金の都合がつかなくなり、相続人も遠方に居住し、管理も困難であるため、権利を承継するものです。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

18番委員 1番について、当地区の協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、承認相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。

議長 ただいま第6地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

委員 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたします。

議長 続きます。議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は23件です。
事務局より提案をお願いいたします。

事務局 提出件数 23件について、朗読し詳細に説明する。

1番 別所町の土地 5,387㎡ 外1筆 計5,559㎡、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

露天駐車場用地として転用するものです。

2番 協屋町の土地 179㎡の内100㎡、農地区分 第二種、工事用地として一時転用するものです。

3番 台之郷町の土地 500㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4番 東金井町の土地 2,229㎡、農地区分 第二種、倉庫・事務所用地として転用するものです。

5番 龍舞町の土地 422 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

6番 龍舞町の土地 272 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

7番 下小林町の土地 661 m² 外3筆 計2,254 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

8番 丸山町の土地 377 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

9番 世良田町の土地 387 m² 外1筆 計476 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

10番 粕川町の土地 499 m²、農地区分は「道路、下水道、その他広域的施設の整備状況からみて、第三種農地と同程度の整備状況に達することが見込まれる区域の農地、具体的には、太田市役所尾島庁舎から概ね500m以内の区域の農地」の理由から第二種農地と判断されま

す。
一般住宅用地として転用するものです。

11番 新田高尾町の土地 412 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

12番 新田高尾町の土地 500 m²、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

露天資材置場用地として転用するものです。

13番 新田赤堀町の土地 500 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

14番 新田瑞木町の土地 264 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

15番 新田大根町の土地 250 m²、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

16番 藪塚町の土地 17 m² 外1筆 計347 m²、農地区分 第二種、

貸家住宅用地として転用するものです。

17番 藪塚町の土地 1,800 m²、農地区分は「道路、下水道、その他広域的施設の整備状況からみて、第三種農地と同程度の整備状況に達することが見込まれる区域の農地、具体的には、太田市役所藪塚庁舎から概ね500m以内の区域の農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

露天駐車場・露天資材置場用地として転用するものです。

18番 藪塚町の土地 1,824 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

19番 藪塚町の土地 236 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

20番 大原町の土地 635 m²、農地区分 第二種、建売分譲住宅用地として転用するものです。

21番 大原町の土地 330 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

22番 六千石町の土地 5,350 m²の内867 m²、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則不許可ですが、「一時的に供されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

駐車場、資材置場及び現場事務所用地として一時転用するものです。

23番 大久保町の土地 994 m²の内346、農地区分 農用地、露天資材置場・駐車場・仮設休憩所用地として一時転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番と2番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

12番委員

番号1番、2番について、当地区協議会にて許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。

まず、番号1番ですけれども、譲受人は自動車部品の製造会社で、従業員の増加に伴い、申請地を駐車場として借り受けるものです。現地を

確認したところ、休耕田となっておりまして、周辺は県道2号線に面した工場団地の入り口で、周辺は工場や住宅地となっており、周辺農地への支障も問題なく、許可相当と意見決定しました。

続きまして、番号2番の申請は、携帯電話の無線基地の新設工事用地となっており、半年間の一時転用をするものです。現地確認をしたところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。以上です。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ただいま第1地区協議会より番号1番と2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番と2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番と2番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号3番から8番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

3番委員 番号3番について、第2地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定しました。

再度審議のほど、よろしくお願いいいたします。

14番委員 続きまして、4番を報告します。

チェックリストに基づき調査した結果、周辺農地への影響はないので、許可相当と意見決定しました。

再度のご審議をお願いします。

1番委員 続きまして、5番から7番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

6番委員 8番ですが、これは現在、譲受人が借家に住んでおりまして、実家の隣接地である畑を購入して住宅を構えたいということでございます。ただ、ここの畑は道路が狭いことの関係から、隣接した実家の住宅の一

部を改造いたしまして、そこを畑から道路につなげる。これは開発許可との関係がございまして、現在申請中でございます。ですから、開発許可が出ない場合には、実質、この畑は住宅として機能しませんので、開発許可の関係が今どうなっているか、事務局からご報告いただけるとありがたいのですが。

議 長
事 務 局

事務局、説明をお願いいたします。

今、委員から指摘がございました8番の案件でけれども、8番に限らず、農地転用の許可案件につきましては、関係法令との整合性という観点から、建築指導課並びに都市計画課等の関係課に事前の照会を行っております。今回、こちらの8番の案件につきましても、開発許可申請中ということで、開発許可担当者の事前審査の内容からも、こちらについては開発許可見込みがあるというような照会回答結果をいただいておりますので、今回の議案に上程させていただきました。以上、ご報告となります。

議 長
6 番 委 員

よろしいですか。

ということでございますので、本件は各号に照らして問題はないと思います。

再度審議をお願いいたします。

議 長
委 員
議 長

ただいま第2地区協議会より番号3番から8番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号3番から8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号3番から8番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号9番と10番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 5 番 委 員

番号9番、10番につきまして当尾島地区で協議した結果、許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定しました。

再度審議をよろしく願います。

- 議 長 　　ただいま第4地区協議会より番号9番と10番について報告がありました
 　　委員 　　ご意見、ご質問等はございますか。
 　　議 長 　　なし。
 　　委員 　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
 　　議 長 　　番号9番と10番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
 　　委員 　　(挙手 全員)
- 議 長 　　全員賛成でありますので、番号9番と10番を許可とすることに決定
 　　委員 　　いたします。
- 議 長 　　続いて、番号11番から15番について、第5地区協議会の調査した意
 　　委員 　　見結果を報告願います。
- 19番委員 　　11番、12番、13番についてお答えします。
 　　委員 　　11番と13番についてチェックリストに基づき調査した結果、周りも住
 　　委員 　　宅地ということで支障なく、許可相当と意見決定いたしました。
 　　委員 　　再度ご審議をお願いいたします。
 　　委員 　　12番について、12番は資材置場ということで現地確認をしました。し
 　　委員 　　ましたところ、周りは住宅地が多く、ちょっとと思ったんですが、もし
 　　委員 　　周りから苦情が出たら是正をするということですので、問題ないと意
 　　委員 　　見決定いたしました。
 　　委員 　　再度ご審議をお願いいたします。
- 7番委員 　　14番の関係ですが、この場所につきましては西側がちょっと畑らしく
 　　委員 　　なっていて、あと周りは全部住宅です。いずれにしろ、ここは全部住宅
 　　委員 　　地になっていると思われまますので、許可相当ということで決定したわ
 　　委員 　　けであります。よろしく願います。
- 5番委員 　　続きまして、番号15番について説明いたします。
 　　委員 　　当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周
 　　委員 　　辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定しました。
 　　委員 　　再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 議 長 　　ただいま第5地区協議会より番号11番から15番について報告があり
 　　委員 　　ましたが、ご意見、ご質問等はございますか。
 　　議 長 　　なし。
 　　委員 　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
 　　議 長 　　番号11番から15番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
 　　委員 　　(挙手 全員)

- 議 長 全員賛成でありますので、番号11番から15番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号16番から23番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 11番委員 まず先に、番号16番から19番についてご説明いたします。
当地区の協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を、まずご報告いたします。
16番についてですが、譲受人は実家に隣接する申請地を取得して、貸家住宅を建築するものです。
次に、17番ですが、譲受人は申請地を取得して駐車場及び資材置場として、自己の会社へ貸し付けるものです。
次の18番は、17番と同じ譲受人で、17番と隣接する申請地を取得して、手狭になった自宅から規模または利便性のよい申請地に家を建てて転居するものです。
続きまして、19番ですが、譲受人はアパートに住んでおり、申請地を父より譲り向け、一般住宅を建築するものです。
16番から19番についてですが、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないので許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 18番委員 20番から23番まで報告いたします。チェックリストに基づき調査した結果は、20番は建売分譲住宅を、21番は議案第3号5条の計画変更の案件の個人の住宅の建築を、22番、23番は仮事務所、資材置場、駐車場としての一時転用をするものです。各現地を確認したところ、周辺の農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。
16番から23番まで、再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 議 長 ただいま第6地区協議会より番号16番から23番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号16番から23番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号16番から23番を許可とすることに決

定いたします。

なお、3,000 m²を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可証の交付につきましては太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。

また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。

議長 以上で審議は終了しましたが、次の報告第1号は先月、農業会議に意見聴取した11月分の許可証の取扱いに関わる太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。

太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり許可証交付の取扱いをいたしましたので、報告いたします。

続いて、報告第2号から第5号について、事務局よりお願いいたします。

事務局 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、7件提出されております。

内訳につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、16件提出されております。

内訳につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は13件となっております。

内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は9件となっております。

内容につきましては記載のとおりです。

以上、報告させていただきます。

議長 報告第2号から第5号につきまして、ご質問等はございますか。

委員 なし。

議長 ご質問等もないようですので、以上で第5回定例総会を終了いたします。

本当に長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございます。

閉 会 令和2年12月9日（水） 午後2時45分